

議案第 6 号

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

個人番号の利用の取扱いに係る見直し及び行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の改正に伴い、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 7 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 8 条の 2 の見出し中「期間」を「期限」に改め、同条第 1 項
中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 5 1 条第 2 項第 1 号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務
所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の
個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規
定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法
人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」
に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の2の見出しの改正規定及び同条第1項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

瑞穂町税賦課徴収条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第7条から第18条 略</p> <p>(災害等による<u>期限</u>の延長)</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2から5 略</p> <p>第18条の3から第22条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第23条から第50条 略</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、<u>名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u>)</p> <p>(2)(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第52条から第53条の12 略</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第7条から第18条 略</p> <p>(災害等による<u>期間</u>の延長)</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(<u>不服申立てに関するものを除く。</u>)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2から5 略</p> <p>第18条の3から第22条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第23条から第50条 略</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)<u>又は法人番号</u></p> <p>(2)(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第52条から第53条の12 略</p>

第2節から第5節 略

第6節 略

第131条から第139条の2 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び____
____法人番号(行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法
律第2条第15項に規定する法人番号をいう。
以下この号において同じ。)(____法人番
号を有しない者にあつては、住所及び氏名
又は名称)

(2)(3) 略

3 略

第140条から第140条の7 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただ
し、第18条の2の見出しの改正規定及び同条第
1項の改正規定は、平成28年4月1日から施行す
る。

第2節から第5節 略

第6節 略

第131条から第139条の2 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人
番号(行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律第2
条第5項に規定する個人番号をいう。以下こ
の号において同じ。)又は法人番号(同条第1
5項に規定する法人番号をいう。以下この号
において同じ。)(個人番号又は法人番号を
有しない者にあつては、住所及び氏名又は
名称)

(2)(3) 略

3 略

第140条から第140条の7 略